



栃木県公報

令和元（2019）年
9 月 27 日（金）
第 42 号

目 次

規 則

- 非常勤職員の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部改正…………… 403
- 技能検定試験の実技試験の受検手数料に関する規則の一部改正…………… 404

告 示

- 補助金等の名称等を定める告示の一部改正…………… 405
- 公印の作成…………… 409
- 児童福祉法による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定…………… 409
- 児童福祉法による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定に係る変更…………… 409
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定…………… 410
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定に係る変更…………… 410
- 地籍調査の成果の認証…………… 411
- 土地改良区定款変更の認可…………… 411
- 県営土地改良事業計画変更の決定…………… 412
- 道路の区域の変更…………… 412
- 道路の供用開始…………… 413

公 告

- とちぎ青少年センターの利用料金の承認…………… 413
- 公共測量の実施…………… 415
- 同…………… 415
- 河川整備計画の変更の公表…………… 416
- 開発行為の工事完了…………… 416
- 都市計画事業の施行…………… 416
- 栃木県収入証紙売りさばき指定人の住所変更…………… 416

調 達 等 公 告

- 入札公告（特定調達公告）…………… 417

規 則

栃木県規則第五号

非常勤職員の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年九月二十七日

栃木県知事 福田 富一

非常勤職員の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則

非常勤職員の報酬及び費用弁償の額に関する規則（昭和五十年栃木県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表（第 2 条関係）	別表（第 2 条関係）

非常勤職員の名 称等	報 酬 額	費用弁 償の額
略		
事務補助嘱託員	月額 107,200円 以内で知事 が定める額	略
略		

非常勤職員の名 称等	報 酬 額	費用弁 償の額
略		
事務補助嘱託員	月額 104,600円 以内で知事 が定める額	略
略		

附 則

この規則は、令和元年十月一日から施行する。

(人事課)

栃木県規則第六号

技能検定試験の実技試験の受検手数料に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年九月二十七日

栃木県知事 福田 富一

技能検定試験の実技試験の受検手数料に関する規則の一部を改正する規則

技能検定試験の実技試験の受検手数料に関する規則(平成二十九年栃木県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
<p>栃木県手数料条例(昭和三十二年栃木県条例第一号)別表第一の三百三の項の知事が指定する者は、次の表の上欄に掲げる者とし、同項に規定する技能検定試験の実技試験の受検手数料について同条例第五条の規定により知事が定める額は、同欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。</p>		<p>栃木県手数料条例(昭和三十二年栃木県条例第一号)別表第一の三百三の項の知事が指定する者は、次の表の上欄に掲げる者とし、同項に規定する技能検定試験の実技試験の受検手数料について同条例第五条の規定により知事が定める額は、同欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。</p>	
知事が指定する者	金 額	知事が指定する者	金 額
二級の技能検定試験の実技試験を受検する者のうち、基準日において三十五歳未満のもの(出入国管理及び難民認定法(昭和三十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。)別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者を除く。)	九千二百円	二級の技能検定試験の実技試験を受検する者のうち、基準日において三十五歳未満のもの(出入国管理及び難民認定法(昭和三十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。)別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者を除く。)	八千九百円
三級の技能検定試験の実技試験を受検する者(以下「三級受検者」という。)のうち、在校生であつて、基準日において三十五歳未満のもの(入管法別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者を除く。)	三千百円	三級の技能検定試験の実技試験を受検する者(以下「三級受検者」という。)のうち、在校生であつて、基準日において三十五歳未満のもの(入管法別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者を除く。)	二千九百円

三級受検者のうち、在校生であつて、基準日において、三十五歳未満のもの（入管法別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者に限る。）及び三十五歳以上のもの	一万二千百円	三級受検者のうち、在校生であつて、基準日において、三十五歳未満のもの（入管法別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者に限る。）及び三十五歳以上のもの	一万九百円
三級受検者のうち、在校生以外のものであつて、基準日において三十五歳未満のもの（入管法別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者を除く。）	九千二百円	三級受検者のうち、在校生以外のものであつて、基準日において三十五歳未満のもの（入管法別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者を除く。）	八千九百円
備考 略		備考 略	

附 則

この規則は、令和元年十月一日から施行する。

(労働政策課)

告 示

栃木県告示第二百八十一号

補助金等の名称等を定める告示（昭和四十七年栃木県告示第三百五十四号）の一部を次のように改正し、令和元年度分の補助金等から適用する。

令和元年九月二十七日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後							改正前						
主管部	主管課	補助金等の名称	交付の目的	交付の対象である事務又は事業の内容	交付率又は金額	交付の相手方	主管部	主管課	補助金等の名称	交付の目的	交付の対象である事務又は事業の内容	交付率又は金額	交付の相手方
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
県土整備部	交通政策課	栃木県バス運行対策費補助金	略	道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第九条第一項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者（以下この款において「乗合バス事業者」とい	略	略	県土整備部	交通政策課	栃木県バス運行対策費補助金	略	道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号イの一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者（以下この項において「乗合バス事業者」とい	略	略

維持費補助金	人にやさしいバス整備事業費補助金	高齢者、障害者等が日常生活において利用するバス路線への超低床ノンステップ	乗合バス事業者が生活関連施設(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第二条第二	知事が別に定める額	維持に要する経費	生活バス路線(地域住民の日常生活上その維持及び確保が必要なバス路線として知事が指定するもの)をいい、知事が別に定める補助対象期間内において経常利益を生じていないものに限る。)の維持に要する経費
--------	------------------	--------------------------------------	---	-----------	----------	--

維持費補助金	人にやさしいバス整備事業費補助金	高齢者、障害者等が日常生活において利用するバス路線への超低床ノンステップ	乗合バス事業者が生活関連施設(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第二条第二	知事が別に定める額	維持に要する経費	生活バス路線(地域住民の日常生活上その維持及び確保が必要なバス路線として知事が指定するもの)をいい、知事が別に定める補助対象期間内において経常利益を生じていないものに限る。)の維持に要する経費
--------	------------------	--------------------------------------	---	-----------	----------	--

維持費補助金	人にやさしいバス整備事業費補助金	高齢者、障害者等が日常生活において利用するバス路線への超低床ノンステップ	乗合バス事業者が生活関連施設(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第二条第二	知事が別に定める額	維持に要する経費	生活バス路線(地域住民の日常生活上その維持及び確保が必要なバス路線として知事が指定するもの)をいい、知事が別に定める補助対象期間内において経常利益を生じていないものに限る。)の維持に要する経費
--------	------------------	--------------------------------------	---	-----------	----------	--

維持費補助金	人にやさしいバス整備事業費補助金	高齢者、障害者等が日常生活において利用するバス路線への超低床ノンステップ	乗合バス事業者が生活関連施設(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第二条第二	知事が別に定める額	維持に要する経費	生活バス路線(地域住民の日常生活上その維持及び確保が必要なバス路線として知事が指定するもの)をいい、知事が別に定める補助対象期間内において経常利益を生じていないものに限る。)の維持に要する経費
--------	------------------	--------------------------------------	---	-----------	----------	--

	<p>バス (標準 仕様の ノンス テップ バスと して国 土交通 大臣の 認定を 受けた ものに 限る。 以下こ の項に おいて 同じ。 の導入 の促進 を図 る。</p>	<p>十号の二イ に規定する 生活関連 施設をい う。)その 他の施設に 係る路線に おいて運行 する超低床 ノンステッ プバスを導 入するため に要する経 費</p>	<p>人にや さしい ユニ バーサ ルデザ インタ クシー 整備事 業費補 助金</p>	<p>県内に おける ユニ バーサ ルデザ インタ クシー (標準 仕様の ユニ バーサ ルデザ インタ クシー として 国土交 通大臣 の認定 を受け たもの に限 る。以 下この 項にお</p>	<p>道路運送法 第九条の三 第一項に規 定する一般 乗用旅客自 動車運送事 業者(以下 この項にお いて「タク シー事業 者」とい う。)がユニ バーサル デザインタ クシーを導 入するため に要する経 費</p>	<p>知事が 別に定 める額 事業者 及びタ クシー 事業者 に対し タク シー を貸 与する 者</p>	<p>する 者</p>	
--	---	--	--	---	--	---	-----------------	--

		の 尊 人 の 促 進 を 図 る。																		
略										略										
略										略										

(長瀬政策課)

栃木県告示第282号

次の公印を作成したので、栃木県公印規程（昭和49年栃木県訓令第15号）第12条の規定により告示する。

令和元（2019）年9月27日

栃木県知事 福 田 富 一

名 称	印 影	寸 法 (ミリメートル)	書 体	用 途	使用開始 期 日	公印管理者
栃木県立美術館出納員印		方18	てん書	公所出納員用	令和元 (2019)年 10月1日	栃木県立 美術館長

(文書学事課)

栃木県告示第283号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の9第1項に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関の指定をしたので、同法第19条の19の規定により次のとおり公示する。

令和元（2019）年9月27日

栃木県知事 福 田 富 一

薬局

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日
コスモファーマ薬局中川店	足利市中川町3647-4	株式会社コスモファーマ東京	令和元（2019）年 9月17日
花・花薬局北茂呂店	佐野市北茂呂町10-6	株式会社エフアンドエフ	令和元（2019）年 8月15日

栃木県告示第284号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の14の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第19条の19の規定により公示する。

令和元（2019）年9月27日

栃木県知事 福 田 富 一

1 薬局

名 称	所 在 地	開 設 者 名	変 更 年 月 日
レモン薬局氏家店	さくら市氏家2645-4 (さくら市氏家2579)	株式会社ユニマツライフ	令和元（2019）年 8月1日

セイムスふじ薬局 (ふじ薬局)	下野市石橋968-8	株式会社富士薬品	令和元(2019)年 8月9日
--------------------	------------	----------	--------------------

2 指定訪問看護事業者等

名 称	所 在 地	開 設 者 名	変 更 年 月 日
LC訪問看護リハビリステーション	下野市医大前3-7-7 1F(下野市駅東3-6-9 ロコビレッジ1F 3692・3693)	株式会社Life-Cue	令和元(2019)年 8月26日

※表中の()内は変更前のもの

栃木県告示第285号

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第14条第1項に規定する指定医療機関の指定をしたので、同法第24条の規定により次のとおり公示する。

令和元(2019)年9月27日

栃木県知事 福田 富一

1 病院又は診療所

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日
満川医院	鹿沼市今宮町1668	満川 博美	令和元(2019)年 8月29日
医療法人社団廣和会いざわ 脳神経内科	足利市中川町3649	医療法人社団廣和会	令和元(2019)年 9月17日
医療法人大島歯科医院	栃木市大町1-10	医療法人大島歯科医院	令和元(2019)年 8月31日

2 薬局

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日
コスモファーマ薬局中川店	足利市中川町3647-4	株式会社コスモファーマ東京	令和元(2019)年 9月17日
花・花薬局北茂呂店	佐野市北茂呂町10-6	株式会社エフアンドエフ	令和元(2019)年 8月15日

栃木県告示第286号

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第19条の規定により指定医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第24条の規定により公示する。

令和元(2019)年9月27日

栃木県知事 福田 富一

1 病院又は診療所

名 称	所 在 地	開 設 者 名	変 更 年 月 日
医療法人恒友会大和田内 科・循環器科・胃腸科 (医療法人恒友会大和田内 科胃腸科)	宇都宮市雀の宮4-3-14	河野 健	令和元(2019)年 8月5日

医療法人恵翔会恵川いたみ と漢方のクリニック（与倉 ペインクリニック）	栃木市神田21-15	医療法人恵翔会	令和元（2019）年 8月27日
---	------------	---------	---------------------

2 薬局

名 称	所 在 地	開 設 者 名	変 更 年 月 日
レモン薬局氏家店	さくら市氏家2645-4 （さくら市氏家2579-11）	株式会社ユニマツライフ	令和元（2019）年 8月1日
セイムスふじ薬局 （ふじ薬局）	下野市石橋968-8	株式会社富士薬品	令和元（2019）年 8月9日

3 指定訪問看護事業者等

名 称	所 在 地	開 設 者 名	変 更 年 月 日
LC訪問看護リハビリス テーション	下野市医大前3-7-7 1F （下野市駅東3-6-9 ロコビレッジ1F3692・ 3693）	株式会社Life-Cue	令和元（2019）年 8月26日
ツクイ宇都宮訪問看護ス テーション （ツクイ宇都宮）	宇都宮市鶴田町739-15	株式会社ツクイ	令和元（2019）年 8月7日

※表中の（ ）内は変更前のもの

（健康増進課）

栃木県告示第287号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

令和元（2019）年9月27日

栃木県知事 福 田 富 一

調 査 を 行 っ た 者 の 名 称	調 査 区 域	成 果 の 名 称	認 証 年 月 日
宇都宮市	宇都宮市東谷町及び下横 田町の各一部	宇都宮市東谷町及び下横田町の各一部 （東谷Ⅰ・下横田Ⅰ調査区）の地籍図及 び地籍簿	令和元（2019）年 9月11日
下野市	下野市小金井及び笹原の 各一部	下野市小金井及び笹原の各一部（小金井 Ⅱ地区）の地籍図及び地籍簿	令和元（2019）年 9月11日
上三川町	上三川町大字西汗の一部 （西汗Ⅲ地区）	上三川町大字西汗の一部（西汗Ⅲ地区） の地籍図及び地籍簿	令和元（2019）年 9月11日
那須町	那須町大字寺子乙の一部	那須町大字寺子乙の各一部（上川地区） の地籍図及び地籍簿	令和元（2019）年 9月11日

（農村振興課）

栃木県告示第288号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した

ので、同条第3項の規定により公告する。

令和元（2019）年9月27日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
真 岡 土 地 改 良 区	令和元（2019）年9月11日

栃木県告示第289号

次の事業の土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告する。

なお、同法第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、変更後の土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定については、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に同法第88条第6項において準用する同法第87条第6項の審査請求をすることができる。

令和元（2019）年9月27日

栃木県知事 福 田 富 一

事 業 名	縦 覧 期 間	審 査 請 求 期 限	所 轄 農 業 振 興 事 務 所
県営佐川南地区土地改良（区画整理）事業	令和元（2019）年9月30日から同年10月29日まで	令和元（2019）年11月13日	下都賀農業振興事務所

（農地整備課）

栃木県告示第290号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和元（2019）年9月27日から同年10月28日まで一般の縦覧に供する。

令和元（2019）年9月27日

栃木県知事 福 田 富 一

I

道路の種類 一般国道

路 線 名 121号

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）	備 考
/	前	下都賀郡壬生町大字上田311-5 から 下都賀郡壬生町大字上田115-2 まで	14.0～16.8	110.8	
	後A	下都賀郡壬生町大字上田311-5 から 下都賀郡壬生町大字上田115-2 まで	14.0～16.8	110.8	
	後B	下都賀郡壬生町大字上田311-5 から 下都賀郡壬生町大字上田115-2 まで	12.6～16.9	122.3	

II

道路の種類 一般国道

路 線 名 293号

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前	佐野市築地町富士山下1176-1 から 佐野市築地町富士山下1185-1 まで	10.7～12.4	134.2	
	後	佐野市築地町富士山下1176-1 から 佐野市築地町富士山下1185-1 まで	11.5～12.4	134.2	

Ⅲ

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 宇都宮亀和田栃木線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
3	前	下都賀郡壬生町大字上田115-4 から 下都賀郡壬生町大字上田214-4 まで	14.0～16.8	110.8	
	後A	下都賀郡壬生町大字上田115-4 から 下都賀郡壬生町大字上田214-4 まで	14.0～16.8	110.8	
	後B	下都賀郡壬生町大字上田115-4 から 下都賀郡壬生町大字上田214-4 まで	12.6～16.9	122.3	

栃木県告示第291号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和元（2019）年9月27日から同年10月28日まで一般の縦覧に供する。

令和元（2019）年9月27日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
	一般国道293号	佐野市築地町富士山下1176-1 から 佐野市築地町富士山下1185-1 まで	令和元（2019）年 9月27日

（道路保全課）

公 告

○とちぎ青少年センターの利用料金の承認

とちぎ青少年センター設置及び管理条例（平成13年栃木県条例第4号）第9条第2項後段の規定により令和元（2019）年10月1日以後の利用料金を承認したので、とちぎ青少年センター設置及び管理条例施行規則（平成13年栃木県規則第52号）第16条の規定により公告する。

令和元（2019）年9月27日

栃木県知事 福 田 富 一

1 施設の利用料金

(1) 研修室等

施設区分	利用時間区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで
第1研修室		12,800円	17,100円	17,100円

第2研修室	6,280円	8,370円	8,370円
第3研修室	6,280円	8,370円	8,370円
和室	5,020円	6,700円	6,700円
第1音楽室	5,960円	7,950円	7,950円
第2音楽室	4,700円	6,280円	6,280円
多目的ホール	19,400円	25,900円	25,900円

(2) 調理室

施設区分	利用時間区分	
	午前9時から 午後2時まで	午後3時から 午後8時まで
調理室	8,900円	8,900円

(3) 宿泊室

施設区分	利用料金
宿泊室	1人1泊につき 5,230円

備考

- やむを得ない理由により利用時間区分以外の時間（2以上の利用時間区分にわたって利用する場合の当該2以上の利用時間区分の間の利用時間区分以外の時間を除く。）に利用する場合の施設の利用料金の額は、30分につき6,480円を超えない範囲内で規則で定める額とする。
- 専ら商品の広告若しくは宣伝を目的として利用する場合又は2,001円以上の入場料（名称のいかんを問わず入場の対価として徴収する金銭をいう。）を徴収して利用する場合の利用料金の額は、この表及び前項に定める額に2を乗じて得た額とする。
- 個人で多目的ホールを利用する場合の施設の利用料金の額は、利用者1人1回当たり100円とする。
- 和室を宿泊のために利用する場合の施設の利用料金の額は、利用者1人1泊につき3,130円とする。

2 時間外の利用料金

(1) 研修室等

区 分	30分当たりの時間外の利用料金の額（円）
午前9時前の時間帯を利用する場合	利用時間区分が午前9時から正午までの利用料金の額に100分の20を乗じて得た額
正午から午後1時までの時間帯又は午後5時から午後6時までの時間帯を利用する場合	利用時間区分が午後1時から午後5時までの利用料金の額に100分の15を乗じて得た額
午後10時後の時間帯を利用する場合	利用時間区分が午後6時から午後10時までの利用料金の額に100分の15を乗じて得た額

(2) 調理室

区 分	30分当たりの時間外の利用料金の額（円）
午前9時前の時間帯又は午後2時から午後3時までの時間帯を利用する場合	利用時間区分が午前9時から午後2時までの利用料金の額に100分の12を乗じて得た額
午後8時後の時間帯を利用する場合	利用時間区分が午後3時から午後8時までの利用料金の額に100分の12を乗じて得た額

備考 この表により算出した額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

3 附属設備及び器具の利用料金

名 称	施設区分	単 位	利 用 料 金
-----	------	-----	---------

ビデオプロジェクター	第1研修室・多目的ホール	式	2,610円
カセットデッキ・CDプレイヤー	第1研修室・多目的ホール	式	310円
デジタルピアノ	第1音楽室・第2音楽室・多目的ホール	台	510円
キーボードアンプ	第1音楽室・第2音楽室・多目的ホール	台	510円
シンセサイザー	第1音楽室・多目的ホール	台	510円
ベースアンプ	第1音楽室・多目的ホール	台	510円
ギターアンプ	第1音楽室・多目的ホール	台	510円
ドラムセット	第1音楽室・多目的ホール	式	510円
音楽編集装置（音楽編集室）		式	1,030円
卓球台	多目的ホール	式	410円
持込器具電源利用料		500W	200円

備考

- この表における利用料金の額は、1の施設の利用料金の表に定める利用時間区分（延長した場合を含む）ごとの額とする。
- この表の「音楽編集装置」は、2時間単位の額とする。
- この表の「持込器具電源利用料」は、持ち込む器具の定格消費電力量500Wごとに支払うものとする。この場合において、定格消費電力量500W未満の端数があるときは、当該端数を切り上げるものとする。
- 専ら商品の広告若しくは宣伝を目的として利用する場合又は2,001円以上の入場料（名称のいかんを問わず入場の対価として徴収する金銭をいう。）を徴収して利用する場合の利用料金の額は、この表に定める額に2を乗じて得た額とする。

（人権・青少年男女参画課）

○公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、河内農業振興事務所長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和元（2019）年9月27日

栃木県知事 福田 富 一

- 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 作業地域
宇都宮市下田原町、宝井町、上田原町
- 作業期間
令和元（2019）年8月21日から令和2（2020）年3月13日まで

○公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、芳賀農業振興事務所長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和元（2019）年9月27日

栃木県知事 福田 富 一

- 作業種類

公共測量（確定測量図作成、基準点測量）

2 作業地域

芳賀町祖母井、上延生、芳志戸、与能地内、市貝町赤羽地内

3 作業期間

令和元（2019）年10月1日から令和2（2020）年3月19日まで

（監理課）

○河川整備計画の変更の公表

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により、一級河川利根川水系思川圏域の河川整備計画を変更したので、同条第7項において準用する同条第6項の規定により公表する。

なお、変更後の一級河川利根川水系思川圏域の河川整備計画は、栃木県県土整備部河川課、栃木県宇都宮土木事務所、栃木県鹿沼土木事務所、栃木県日光土木事務所及び栃木県栃木土木事務所において縦覧に供する。

令和元（2019）年9月27日

栃木県知事 福田 富一
（河川課）

○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

令和元（2019）年9月27日

栃木県知事 福田 富一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
下野市川中子字井戸下1682番3	小山市大字羽川14番地24ヒーローマンション伊藤ⅢB館301号室	手塚 利治

（都市計画課）

○都市計画事業の施行

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項による都市計画事業の認可の告示があったので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

令和元（2019）年9月27日

栃木県知事 福田 富一

1 都市計画事業の種類及び名称

足利佐野都市計画道路事業3・5・101号毛野西新井線

2 施行者の名称

栃木県

3 事業所の所在地

栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

栃木県足利市堀込町字大将陣並びに西新井町字石神及び字稲荷前地内

(2) 使用の部分

なし

（都市整備課）

○栃木県収入証紙売りさばき指定人の住所変更

栃木県収入証紙条例（昭和25年栃木県条例第46号）第10条の規定により、栃木県収入証紙売りさばき指定人の住所変更について、次のとおり届出があったので、同条例第14条の規定により公告する。

令和元（2019）年 9 月 27 日

栃木県知事 福 田 富 一

変更年月日	変 更 後 の 住 所	変 更 前 の 住 所	氏名又は名称
平成 31 (2019) 年 2 月 23 日	宇都宮市中岡本町2661-28	栃木市藪部町 3 丁目 13 番 8 号	栃木県配置薬協議会

(会計局会計管理課)

調 達 等 公 告

○入札公告（特定調達公告）

次のとおり一般競争入札に付する。

令和元（2019）年 9 月 27 日

栃木県知事 福 田 富 一

1 入札に付する事項

(1) 借入件名及び数量 駐在所監視カメラ 158式

(2) 借入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 借入期間 令和 2（2020）年 3 月 1 日（日）から令和 12（2030）年 2 月 28 日（木）まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 に規定する長期継続契約として実施する。そのため、契約に当たっては、県の各年度予算において当該契約に係る経費が減額又は削除されたときに契約を変更又は解除できる旨の特約を付す。

(4) 借入場所 栃木県内駐在所 158 か所

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。

(2) 競争入札参加者資格等（平成 8 年栃木県告示第 105 号）に基づき、大分類 P その他のサービス 2 リース、レンタルの入札参加資格を有するものと決定された者であること。

(3) 令和元（2019）年 11 月 8 日（金）において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成 22（2010）年 3 月 12 日付け会計第 129 号）に基づく指名停止期間中でない者であること。

3 入札の手続等

(1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所

〒320-8510 栃木県宇都宮市埴田 1 丁目 1 番 20 号

栃木県警察本部警務部会計課出納係 電話 028-621-0110（内線 2258）

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

令和元（2019）年 9 月 27 日（金）から同年 11 月 5 日（火）までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで 3 の(1)の場所において交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

令和元（2019）年 11 月 8 日（金） 午前 10 時 30 分

栃木県警察本部庁舎 2 階入札室

ただし、入札書を郵送する場合は書留郵便で 3 の(1)の場所に当該入札期日の前日午後 5 時までに提出することとする。

(4) 入札方法 1 の(1)の件名の月額リース料で入札に付する。

(5) 入札書の記載方法等 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事

業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) その他

入札に参加しようとする者は、次のとおりこの入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

ア 令和元(2019)年9月27日(金)から同年11月5日(火)までの日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時までに3の(1)の場所に入札参加申請書類及び駐在所監視カメラ機器仕様書に基づき作成した書類を持参又は郵送すること。(ただし、郵送の場合は、書留郵便で3の(1)の場所へ郵送すること。)

イ 確認結果の通知 令和元(2019)年11月7日(木)までに通知する。

4 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、栃木県財務規則(平成7年栃木県規則第12号)第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書及び指定の日時までに指定の場所に到達しなかった入札書は、無効とする。

(4) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書の作成の要否 要

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:

Police substation monitoring camera. 158 Formula

(2) Time and Date of bidding:

10:30 a.m., November 8, 2019

In case of mail, by 5:00 p.m., November 7, 2019

(3) Information is available at:

Treasurer Section,

Finance Division,

Department of Police Administration,

Tochigi Prefectural Police Headquarters

1-1-20 Hanawada, Utsunomiya, Tochigi 320-8510

TEL.028-621-0110(extension2258)

(警察本部警務部会計課)